

浄化槽清掃業許可証

住 所 帯広市西二十四条北四丁目5番地の4
氏 名 株式会社 北海道エコシス 代表取締役 鍛冶 彰男

本別町廃棄物の処理及び清掃に関する条例第15条第1項の規定により、浄化槽清掃業の許可を受けた者であることを証します。

本別町長 佐々木基裕 印



許可の年月日 令和 6 年 10 月 7 日

許可の有効期限 令和 8 年 10 月 6 日

- 1 許可の条件
- (1) 汚泥投入に際しては、事前に十勝圏複合事務組合（十勝川流域下水道浄化センター）と協議すること。
 - (2) 浄化槽法、廃棄物の処理及び清掃に関する法令及び町条例、規則を遵守すること。

2 許可の変更の状況

(注意事項)

この許可証は、浄化槽法第39条に規定する標識として使用することはできません。